

＜大学等における技術移転規制(1)＞

大学等における安全保障貿易管理について

The Security Export Control for Universities under the Japanese Regulations

田上博道*
Hiromichi TANOUE

抄録 近年の産学官連携の加速化、大学等の国際化の進展、大量破壊兵器の闇調達ネットワークの存在等により、大学等が大量破壊兵器の開発等に巻き込まれるリスクが高まっている。本稿では、大学等における安全保障の観点からのリスクや輸出管理上の留意点等について紹介する。

1. 大学等における安全保障貿易管理の必要性

(1) 大学等における産学官連携の加速化

我が国では、産業競争力の強化の観点から、大学や公的研究機関（以下、「大学等」という。）における研究成果のより一層の社会還元を図るため、1998年の大学等技術移転促進法（TLO法）、2000年の産業技術力強化法の制定等を契機に、2002年の大学発ベンチャー1000社計画の発表など、政府一丸となった産学官連携政策がとられた。その結果、大学等と民間企業との共同研究等による連携の強化が加速し、大学等においては従来にも増して研究成果の実用化・商業化を目指した応用・開発研究などが盛んに行われるようになった。

(2) 大学等の国際化の進展とリスクの拡大

(i) 海外の大学等との共同研究等の増大

文部科学省の調査¹によれば、我が国の大学等では、近年、海外大学等からの留学生や研究者の受入れ、海外大学等との共同研究の推進や海外事務所の設置などを通じた国際交流が進んでいる。特に、我が国の大学等は、距離的に近いアジアの大学等との交流を深化させている。

一方、米国国防総省の2005年度報告書²等によれば、一部のアジアの国には外国からの技術（軍事・民生技術を問わない。）導入に対して官民を挙げて積極的に進めている国もある。このような国に対する技術協力等に当たっては、当該技術が核兵器、生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル等の開発、製造、使用や拡散（以下、「大量破壊兵器の開発等」という。）の軍事用途に転用されないか否かの慎重な検討が必要である。更に、アジアの大学等の中には、大量破壊兵器等の開発等に関与しているとの疑いがある研究機関³もある。

(ii) 海外からの留学生・研修生の受入増大

我が国をはじめ欧米では、多数の外国人留学生や研究者を大学等で受け入れているが、現地法制等に対する理解不足や研究成果を欲したいが為に犯罪に手を染めてしまい、産業スパイ容疑で逮捕される者⁴も存在する⁵。

* 経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室室長補佐
Deputy Director, The Ministry of Economy, Trade and Industry, Trade and Economic Cooperation Bureau, Security Export Inspection Office

(iii) 大学等をめぐる安全保障上のリスク

大学等での研究成果は、発明委員会等による必要な学内審査を経た上で、学術論文や公開特許公報等の形により経済社会へ還元されるが、論文や特許公報等の読者は必ずしも学術研究を目的とした者に限定されないことを認識しておく必要がある。いったん公知となった技術情報は、インターネット等により無限に広がることとなり、大量破壊兵器の開発等を行っているおそれのある懸念国⁶やテロリスト等の手に渡った場合には、大量破壊兵器の開発等に転用される可能性も否定されない⁷。

研究者本人は、まったく善意で研究成果に係る技術情報を公開したとしても、その技術情報が大量破壊兵器の開発等に転用されてしまえば、結果的に懸念国等による大量破壊兵器の開発等に荷担したこととなり、研究者本人だけでなく研究者の所属する研究機関の研究活動に大きな影響を及ぼす可能性もある。安全保障の分野では善意は何ら理由とならないことを指摘したい⁸。

2. 安全保障貿易管理について

我が国では、我が国又は国際的な平和及び安全の維持の観点から、大量破壊兵器の開発等や通常兵器の過剰な蓄積等を防止するため、国際的な輸出管理の枠組み（レジーム）や関係条約に従い、厳格な輸出管理を実施している。以下では、大量破壊兵器の拡散防止等のための国際的な輸出管理の枠組みや我が国の外為法等に基づく安全保障貿易管理制度について紹介したい。

(1) 大量破壊兵器の拡散防止等のための国際的な取組

大量破壊兵器の拡散防止等を目的とした国際的な輸出管理の枠組みとしては、

①核兵器の拡散防止を目的に核爆発装置の開

発等に寄与しうる機材やそれらの技術の移転を規制する原子力供給国グループ（NSG：Nuclear Supplies Group）⁹

②化学・生物兵器の拡散防止を目的に化学・生物兵器の開発・製造等に用いられる前駆物質や生物剤、更に製造設備やその関連技術の移転を規制するオーストラリア・グループ（AG：Australia Group）¹⁰

③ミサイルなどの大量破壊兵器運搬システムの開発・製造等に用いられる機材やその関連技術を規制するミサイル技術輸出規制（MTCR：Missile Technology Control Regime）¹¹

④通常兵器の過度の蓄積防止を目的として通常兵器及び関連汎用品並びに関連技術の移転を規制するワッセナー・アレンジメント（WA：Wassenaar Arrangement）¹²

の四つの枠組みがあり、この枠組みに則って、各国は大量破壊兵器の開発等のおそれのある貨物の輸出や関連する技術の提供を規制している。また、関係条約とは、大量破壊兵器そのものの拡散を防止するものであり、核不拡散条約（NPT）や化学・生物兵器禁止条約（BWC/CWC）がある。

(2) 我が国の輸出管理法体系

我が国では、上述のような国際的な輸出管理の枠組み等の国際約束を履行するため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」という。）に基づき、大量破壊兵器の拡散防止等を目的とした輸出管理が行われている。外為法では、大量破壊兵器の開発等に転用されるおそれのある機器や細菌製剤の原料となり得るウイルス等の「貨物¹³」の輸出に限らず、これらの機器を製造するための設計図、機器を動かすためのプログラムや機器の据付や操作方法等の「技術¹⁴」の提供についても規制の対象となっており、これ

らは経済産業大臣による許可の対象となっている。

(i) 外為法，輸出貿易管理令・外国為替令

我が国の安全保障貿易管理に関する法体系は、外為法第25条第1項により技術の提供が、同法第48条第1項により貨物の輸出が規制されている。「技術の提供」については、外為法第25条第1項第1号を基に、外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の1の項（武器関連技術）から16の項（キャッチオール規制対象技術）において技術の種類が特定され、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）（以下、「貨物等省令」という。）により規制対象となる技術の仕様等が規定されている。一方、「貨物の輸出」については、外為法第48条第1項を基に、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項（武器）から16の項（キャッチオール規制対象貨物）¹⁵において貨物の種類が特定され、貨物等省令により規制の対象となる貨物の仕様・能力等が規定されている。これらの政省令については、解釈通達等においてより詳細な解釈が定められている¹⁶。

(ii) リスト規制・キャッチオール規制

外為法では、「技術の提供」と「貨物の輸出」を規制の対象としているが、規制方法の違いにより

「リスト規制」と「キャッチオール規制」とに区分される。

リスト規制とは、国際的な輸出管理の枠組みで合意された軍事用途にも転用可能な高度技術汎用品（デュアルユース品）について規制するものであり、一定水準以上の仕様・能力等を有する貨物・技術を輸出等する場合には、仕向地用途や需要者にかかわらず、経済産業大臣の許可を取得することが義務づけられている。

一方、キャッチオール規制とは、リスト規制対象品目以外の品目であっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある貨物等は、食料品・木材を除き、すべからず経済産業大臣への許可申請に係らしめるものである。なお、米国やカナダ、欧州等の我が国と同様に厳格な輸出管理を実施¹⁷している26か国¹⁸（ホワイト国）を仕向地とする場合には、キャッチオール規制の対象外となっている。キャッチオール規制の具体的な要件としては、貨物等がその用途や需要者から大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれが客観的に確認できる場合（客観要件）と経済産業大臣から許可申請をするべき旨の通知（インフォーム）を受けた場合（インフォーム要件）の二つがあり、それぞれの輸出案件が、いずれかの要件に該当する場合には、経済産業大臣の許可を取得することが義務づけられている。

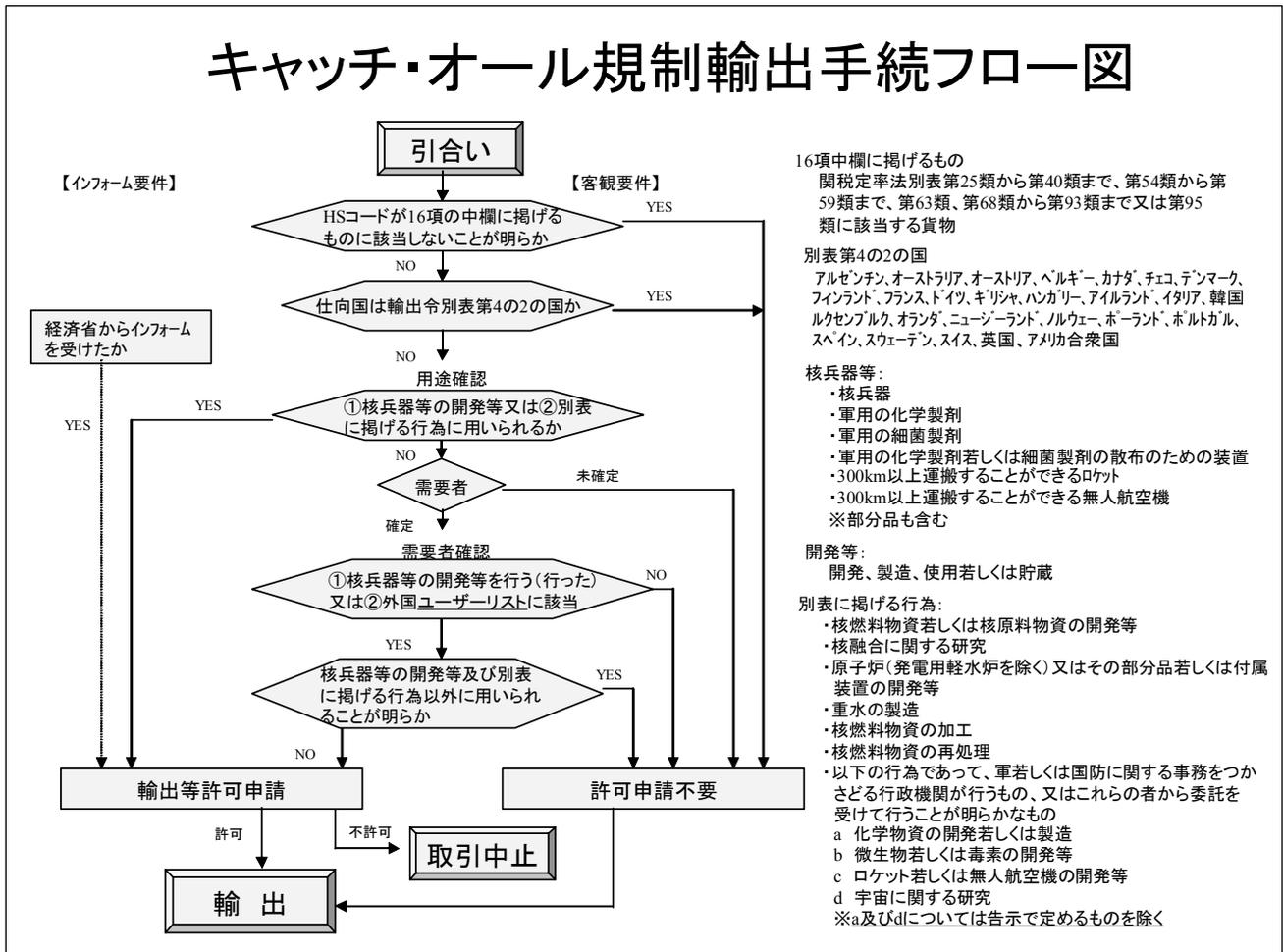
【図1. リスト規制の対象となる貨物・技術】

外為法の規制対象となる貨物・技術(リスト規制①)				
項番	品目	項番	品目	
1 武器	(1) 銃砲・銃砲弾等 (2) 爆発物・発射装置等 (3) 火薬類・軍用燃料 (4) 火薬・爆薬の安定剤 (5) 指向性エネルギー兵器等 (6) 運動エネルギー兵器等 (7) 軍用車両・軍用仮設橋等 (8) 軍用船舶等 (9) 軍用航空機等 (10) 防潜網及び魚雷防御網 (11) 装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等 (12) 軍用探照灯・制御装置 (13) 軍用細菌製剤・化学製剤等 (14) 軍用化学製剤用細菌株等 (15) 軍用火薬類の製造・試験装置等 (16) 兵器製造用機械装置等	(12) 数値制御工作機械等 (13) 誘導炉・アーク炉・溶解炉等 (14) アイスタックプレス等 (15) 叩打機等 (16) 振動試験装置等 (17) ガス遠心分離機ロータ用構造材料 (18) ベリリウム等 (19) 核兵器起爆用アルファ線源用物質等 (20) ほう素10 (21) 核燃料物質製造用還元剤・酸化剤 (22) アカネド耐食性のつば (23) ハフニウム等 (24) リチウム等 (25) シングステン等 (26) ジルコニウム等 (27) フッ素製造用電解槽 (28) ガス遠心分離機ロータ製造装置等 (29) 遠心方式釣合試験機 (30) フラマトウインテグレーション装置等 (31) レーザー発振器 (32) 質量分析計・イオン源 (33) 圧力計・ペロース弁 (34) ル/イ/ド/コイル形超電導電磁石 (35) 真空ポンプ (36) 直流電源装置 (37) 電子加速器・X線線装置 (38) 衝撃試験装置 (39) ストリカガマ・フレミングガマ (40) 干渉計・圧力測定器・圧力変換器 (41) 核兵器起爆(試験)用貨物	(42) 光電子倍增管 (43) 中性子発生装置 (44) 遠隔操作のマルチプレクサー (45) 放射線遮蔽窓・窓枠 (46) 耐放射線テレビカメラレンズ (47) トリチウム等 (48) トリチウム製造・回収・貯蔵装置 (49) 白金触媒 (50) ヘリウム3	(14) 複合材用の炉等 (15) ロケット用構造材料 (16) ロケット用加速度計・ジャイロ等 (17) ロケット用飛行・姿勢制御装置等 (18) ロケット用アピオニクス装置 (19) 航空機・船舶用重力計・重力勾配計 (20) ロケット発射台・地上支援装置 (21) 無線遠隔測定・制御装置 (22) ロケット搭載用電子計算機 (23) ロケット用A/Dコンバータ (24) 振動試験装置等 (24の2) ロケット設計用の電子計算機 (25) 音波・電波等減少材等 (26) ロケット用IC探知装置等
2 原子力	(1) 核燃料物質・核原料物質 (2) 原子炉・原子炉用発電装置等 (3) 重水素・重水素化合物 (4) 人造黒鉛 (5) 核燃料物質等分離・再生装置等 (6) リチウム同位元素分離用装置等 (7) ウラン同位元素分離用装置等 (8) 周波数変換器等 (9) ニッケル粉等 (10) 重水素・重水素化合物の製造装置等 (10の2) ウラン・プルトニウム製造用装置等 (11) しごきスピニング加工機等	(30) フラマトウインテグレーション装置等 (31) レーザー発振器 (32) 質量分析計・イオン源 (33) 圧力計・ペロース弁 (34) ル/イ/ド/コイル形超電導電磁石 (35) 真空ポンプ (36) 直流電源装置 (37) 電子加速器・X線線装置 (38) 衝撃試験装置 (39) ストリカガマ・フレミングガマ (40) 干渉計・圧力測定器・圧力変換器 (41) 核兵器起爆(試験)用貨物	3 化学兵器 (1) 軍用化学製剤の原料・軍用化学製剤と同等の毒物の物質・その原料 (2) 化学製剤用製造装置 3の2 生物兵器 (1) 軍用細菌製剤の原料 (2) 細菌製剤用製造装置 4 ミサイル (1) ロケット製造装置等 (1の2) 無人航空機 (2) ロケット誘導装置・試験装置等 (3) 推進装置 (4) しごきスピニング加工機等 (5) サード弁・推進薬制御装置用ポンプ (6) 推進薬・原材料 (7) 推進薬の製造・試験装置等 (8) 粉粒体用混合機等 (9) ジェット・粉末金属製造装置等 (10) 複合材料製造装置等 (11) ノズル (12) ノズル若しくは再突入機先端部製造装置等 (13) アイスタックプレス等	5 先端材料 (1) フッ素化合物製品 (2) ビリジエン/フルオロの圧電重合体等 (3) 芳香族ポリイミドの製品 (4) Ti, Al, 合金成形工具 (5) Ni, Ti合金・Mg合金等 (6) 金属磁性材料 (7) ウランタン合金・シグステン合金 (8) 超電導材料 (9) 作動油等 (10) 潤滑剤等 (11) 振動防注用液体 (12) 冷媒用液体 (13) Tiのホリ化合物・セラミックス半製品等 (14) セラミックスの複合材料 (15) ホリジエン/フルオロ・ホリジエン等

外為法の規制対象となる貨物・技術(リスト規制②)			
項番	品目	項番	品目
(16) 芳香族ポリイミド・ホリエーテルイミド等 (17) ビリジエン/フルオロの圧電重合体等 (18) プリアリゲン・ポリイミド等 (19) ほう素・炭化ほう素・硝酸ケアジニン・シリコン等	(14) ネットワークアナライザ (15) 原子周波数標準器 (16) 半導体製造装置等 (17) マスクレテラ等 (18) 半導体基盤 (19) レジスト (20) Al, Ga, Inの有機金属化合物等 (21) P, As等の水素化合物	(6) 光学部品 (7) 光学器械・光学部品の制御装置 (7の2) 非球面光学素子 (8) ガスレーザー発振器等 (9) 磁力計・磁場勾配計・校正装置 (10) 重力計・重力勾配計 (11) レーダー等 (12) 光反射率測定装置等 (13) 重力計製造装置等 (14) 光検出器等	(2) 宇宙開発用飛翔体等 (3) ロケット推進装置等 (4) 無人航空機 (1)から(3)まで若しくは15の(10)に掲げる試験装置・測定装置・検査装置等 (5)
6 材料加工 (1) 軸受等 (2) 数値制御工作機械等 (3) 歯車製造用工作機械等 (4) アイスタックプレス等 (5) コーティング装置等 (6) 測定装置等 (7) 叩打機等 (8) フィードバック装置等 (9) 絞リスピニング加工機・しごきスピニング加工機	8 コンピュータ (1) 電子計算機 9 通信関連 (1) 伝送通信装置等 (2) 電気式交換装置 (3) 光ファイバー通信ケーブル等 (4) 削除 (5) フォーストアレアンテナ (1)から(3)まで若しくは(5)の設計・製造装置等 (7) 暗号装置等 (8) 情報伝達信号漏洩防止装置等 (9) 削除 (10) 盗聴検知機能通信ケーブルシステム等 (11) (7),(8)又は(10)の設計製造装置等 10 センサー・レーザ (1) 水中探知装置等 (2) 光検出器・冷却器等 (3) センサー用の光ファイバー (4) 高速度カメラ (5) 反射鏡	11 航法関連 (1) 加速度計等 (2) ジャイロスコープ等 (3) 慣性航行装置等 (4) 航法装置等 (5) (1)から(4)までの試験・製造装置等 12 海洋関連 (1) 船舶(潜水艇、水中船等) (2) 船舶の部分品・付属品 (3) 水中回収装置 (4) 水中カメラ等 (5) 水中ロボット (6) 閉閉動力装置 (7) 回流水槽 (8) 浮力材 (9) 閉閉回路式自給式潜水用具等 13 推進装置 (1) ガスタービンエンジン等	14 その他 (1) 粉末状の金属燃料 (2) 火薬・爆薬成分・添加・前駆物質 (3) ティーセルエンジン等 (4) 削除 (5) 自給式潜水用具等 (6) 航空機輸送土木機械等 (7) 叩打機若しくはその制御装置等 (8) 電気電導シャッター (9) 催涙剤・くしゃみ剤・散布等装置等 15 機微品目 (1) 無機繊維等 (2) 電波の吸収材等 (3) 核燃源物質 (4) デジタル制御方式伝送通信装置(チャネル数1000以上) (5) 音波を利用した水中探知装置等 (6) 宇宙用に設計した光検出器 (7) 目標自動識別機能レーダー等 (8) 単独潜水艇 (9) 防音装置 (10) フラジッドエンジン・スクラムジェットエンジン等
7 エレクトロニクス (1) 集積回路 (2) マクロ波用機器又はミクロ波用機器部分品等 (3) 信号処理装置等 (4) 超電導材料を用いた装置 (5) 超電導磁石 (6) 一次・二次・太陽電池 (7) 高電圧用コンデンサー (8) エニューダ (9) デジタルビデオ磁気テープ記録装置等 (10) 液形記憶装置 (11) 周波数シンセサイザを用いた部分品 (12) 信号発生品 (13) 周波数分析器	10 センサー・レーザ (1) 水中探知装置等 (2) 光検出器・冷却器等 (3) センサー用の光ファイバー (4) 高速度カメラ (5) 反射鏡	12 海洋関連 (1) 船舶(潜水艇、水中船等) (2) 船舶の部分品・付属品 (3) 水中回収装置 (4) 水中カメラ等 (5) 水中ロボット (6) 閉閉動力装置 (7) 回流水槽 (8) 浮力材 (9) 閉閉回路式自給式潜水用具等 13 推進装置 (1) ガスタービンエンジン等	

規制対象となる貨物等のスペックは、<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>の「①輸出貿易管理令別表第1のリスト確認」を参照

【図2. キャッチオール規制輸出手続フロー図】



(3) 研究活動で直面する具体的な輸出規制

(i) 貨物の輸出

大学等の教育や研究活動においては、実験設備、実験・検査装置、実験材料、設備の部品等から試作品、生物材料(マテリアル)、細菌類まで広く取り扱われているが、これらの研究活動等に使用される物のほとんどは、外為法上の「貨物」に該当する。また、「輸出」とは、「貨物を外国に向けて送付すること」をいうが、輸出貿易管理令の解釈通達¹⁹では、輸出の時点を「貨物を外国へ向け送付するために船舶又は航空機に積み込んだとき。」と規定している。以下では、大学等の教育・研究活動における「貨物の輸出」について、具体的に例示してみたい。

<貨物の輸出(例示)>

- 海外での観測実験のために、観測機器を海外へ送付するために船舶や航空機に載せること。
- 実験の検証として生物材料を海外の大学等へDHL・EMS等で送付すること。
- 国際展示会へ出品する試作品やロボット等を手荷物により航空機へ持ち込むこと 等

※注意点

- ☑ 日本へ持ち帰ることを前提とした行為であっても、「貨物の輸出」となる。

- ☑ 輸送や郵送だけでなく、手荷物（ハンドキャリー）も対象となる。
- ☑ 海外の大学等から借りた装置等を返送する場合も対象となる。
- ☑ 海外出張等で本人が使用するために携行する市販のパソコンは規制対象外。

(ii) 技術の提供

大学等においては、実験等に関する機器、試作品、生物材料等の貨物以外にも、多数の技術情報が取り扱われている。外為法第25条第1項第1号で経済産業大臣による許可の対象となっている行為は、リスト規制の対象となっている貨物の設計、製造又は使用に係る技術やキャッチオール規制の対象となる貨物に係る技術（外為法では「特定技術」と呼ぶ）を提供することを目的とした居住者と非居住者との間での取引（役務の提供）である。「居住者」とは、日本に居住する日本人や日本に6ヶ月以上居住する外国人等が該当し、「非居住者」とは、外国に居住する外国人や2年以上外国に居住する（2年以上居住しようとして日本から出国する）日本人が該当する。以下では、大学等の研究活動における「役務の提供」を例示してみたい。

<役務の提供（例示）>

- 海外大学等との共同研究において、日本の大学等の研究者（居住者）が技術データ（実験データ等）をFAXや電子メール等で海外大学等の研究者（非居住者）へ送付すること。
- 日本の大学等にあるスーパーコンピュータや実験機器等の使用方法を海外からの留学生や研究員等（非居住者）に教えること。
- 実験機器等に付随するインストール用ディスク、取扱説明書、ユーザーマニュアル等を海外大学等の研究者（非居住者）へ提供すること。

ル等を海外大学等の研究者（非居住者）へ提供すること。

- 海外大学等の研究者（非居住者）に対して特定技術に関するプレゼンや説明を行うこと（行われる場所は、国内・国外を問わない。）。

※注意点

- ☑ 日本国内において行われる役務の提供も含まれる。
- ☑ 役務の提供手段は、電子メールや電話等の有形・無形を問わない。
- ☑ 居住者と非居住者との間で守秘義務契約を締結していた場合であっても、規制の対象となる。
- ☑ すべての役務取引が経済産業大臣の許可の対象ではなく、許可を要しない役務取引もある（公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために行う取引等（例えば、不特定多数の者が入手できる）学会誌、公開特許情報、ホームページ等に公開すること等）（貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第9条）。

(4) 輸出等の許可について

外為法で規制の対象となっている貨物を輸出等しようとする場合には、輸出をしようとする者（輸出者）²⁰が経済産業大臣による輸出等の許可を取得しなければならないが、以下では輸出等の許可の種類やその要件等について紹介する。なお、輸出等の許可は、大学等（国立大学法人〇〇大学、独立行政法人〇〇研究所等）としてだけでなく、個人や各研究所（〇〇大学△△研究所）単位でも

取得可能であるが、許可の要件は法人・個人を問わず同一である。

(i) 一般包括許可と個別許可

リスト規制では、一定水準の能力・仕様を有する貨物等については、その用途や需要者にかかわらず経済産業大臣による輸出等の許可の対象となり、貨物等の仕向地や貨物等の種類に応じて必要な輸出等の許可を取得することになる。輸出等の許可の種類には、輸出案件ごとに許可を取得する「個別許可」と輸出者の自主的な輸出管理を前提として包括的に許可を付与する「一般包括許可（一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可）」の二種類がある（一般包括許可は、適用できる貨物等の仕向地と種類が限定されているので、一般包括許可を用いて輸出等を行う場合には注意が必要²¹⁾）。

(ii) 一般包括許可の要件

2005年6月より一般包括許可の取得・更新に当たっては、「輸出管理社内規程の整備と確実な実施」が要件となったため、その申請の際には、「輸出管理社内規程」とその実施状況を自主的に報告する「企業²²⁾概要・自己管理チェックリスト」の提出が求められる。また、一般包括許可を取得している者は、輸出管理社内規程の確実な実施を輸出管理当局が実地にて確認する外為法第68条に基づく立入検査（遵守状況立入検査）を受検する義務がある²³⁾。

(5) 違反者に対する罰則

外為法に基づき経済産業大臣による輸出等の許可の対象となっている貨物等を必要な輸出等の許可を取得することなく輸出等した場合には、無許可輸出等となるが、以下では無許可輸出等に対する罰則及び行政上の措置を紹介する。

(i) 刑事罰（5年以下の懲役，罰金）

経済産業大臣による許可を取得せずに貨物の輸出等を行った者に対しては、外為法第69条の6に基づく5年以下の懲役及び/又は200万円以下の罰金（輸出価額が200万円を超える場合は、輸出価額の5倍以下の罰金）が科される。なお、外為法第72条第1項には両罰規定があるため、違反を行った者が所属する法人に対しても罰金刑が科されることがある。

(ii) 行政上の措置（行政制裁，局長警告，一般包括許可の取消等）

必要な許可を取得せずに輸出等を行った者に対しては、上記の刑事罰に加え、行政上の措置も科されることがある。外為法第48条第1項に違反して許可を取得せずに貨物を輸出した者に対する行政処分としては、3年以内の「貨物の輸出」又は/及び「特定技術に係る役務の提供」の禁止がある。また、外為法第25条第1項に違反して許可を取得せずに役務の提供を行った者に対しては、3年以内の役務提供の禁止処分が科される²⁴⁾。

さらに、行政処分以外にも、経済産業省貿易経済協力局長名による警告（行政指導）が行われる場合がある。これらの行政上の措置を講じるに当たっては、同様の違反を未然に防止するとともに、違反者に対して輸出管理体制の立て直しを強く期待し、当該違反を行った者の名称や違反事実の概要が公表される。

これらの処分等以外として、輸出者に一般包括許可を保有させておくことが我が国又は国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがある場合には、輸出者の一般包括許可を取り消す場合もある。

3. 大学等における自主輸出管理体制の構築に向けて

(1) 経済産業省からの依頼

経済産業省は、大学等の研究者等が大量破壊兵器の開発等に転用されるおそれのある貨物や技術を不用意に輸出等することがないように注意喚起するため、2005年4月1日付けで、すべての国公私立大学及び公的研究機関の長宛てに「大学等における輸出管理の強化について²⁵」(平成17・3・31貿易局第1号)を貿易経済協力局長名で送付している。

さらに、2006年3月3日付けで、経済産業大臣から文部科学大臣宛てに、大学等における輸出管理の強化が改めて要請された²⁶。

(2) 大学等における輸出管理体制の構築、相談窓口の整備

大学等は一般の企業とは異なり、継続的に同一の貨物を輸出等することが限られているため、個々の輸出等が外為法に基づく経済産業大臣の輸出等の許可の対象になるか否かを研究者等が自らその都度確認する必要がある。確認の際には以下のようなポイントがある。

①貨物や技術の仕様等（スペック）

輸出等しようとしている貨物や技術がリスト規制に該当する貨物等であるか²⁷。また、リスト規制に該当しない貨物等であっても、経済産業省が「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物」²⁸（遠心分離器、質量分析計、ジャイロスコープ等）として公表している貨物については、特に注意が必要である。

②需要者

輸出等しようとしている相手先（需要者）が大量破壊兵器の開発等を行っているおそ

れがある者か。特に、需要者が懸念国にある組織、経済産業省が公表している外国ユーザーリスト（企業だけでなく大学や研究機関も掲載されている）に掲載されている組織等や軍・国防省及びその関連機関である場合は、注意が必要である。また、需要者の素性が不明な場合や所属機関の実態が確認できない場合等は、特に慎重な対応が求められる。

③用途

貨物等の用途に問題はないか。特に、大量破壊兵器の開発等又はその懸念がある用途、核融合・原子力関連の用途、軍・国防省又はその委託等による大量破壊兵器の開発等に繋がる用途や軍事用途については、注意が必要である。需要者が貨物等の用途を明らかにしない場合や貨物等の用途が不自然な場合等は、特に慎重な対応が求められる。

上記のようなポイントについて、個々の研究者が自ら主体的に確認しなければならないため、大学等や研究者個人の安全保障貿易管理に対する意識の涵養が極めて重要である。大学等は、研究者等に対する安全保障貿易管理に関する普及・啓発活動を実施したり、学内に輸出管理の相談窓口や輸出管理部門を設立することにより、円滑な研究活動と輸出管理の両立を図る必要がある。

(3) 輸出管理社内規程の整備

輸出管理を行うためには、まず自主的な輸出管理体制の構築が大前提であるが、その有効な方策として輸出管理に対する方針や手続きを輸出管理規程という形で整備して、関係者に周知しておくことが望ましい。輸出管理規程に盛り込む項目としては、輸出管理方針、輸出管理体制、取引審査

(顧客審査, 該非判定等), 出荷管理, 輸出監査, 教育研修, 違反に対する罰則等があり, これらを網羅した規程を整備する必要がある²⁹。

4. むすび

大学等の研究成果が社会還元され, 我が国の産業競争力強化や国民生活の向上等に繋がっていくことは非常に重要であるが, 一方で我が国の大学等における研究成果が大量破壊兵器の開発等に転用されるおそれがあることを大学等の関係者は認識しておく必要がある。仮に大学等の研究成果が大量破壊兵器の開発等に転用されたことが発覚すれば, 研究者個人や研究機関における研究活動だけでなく, 我が国及び国際社会の平和・安全に与える影響は甚大である。

本稿で言及した内容は研究者一人一人の意識に大きく異存するものであることから, 各人が安全保障貿易管理に対する意識を抱きながら, 研究活動に取り組んでいただければ幸いである。

(次号では, 我が国における技術移転規制の概要について紹介したい。)

注)

- 1 文部科学省科学技術・学術政策局国際交流官付「国際研究交流の概況」(2005年4月28日)
- 2 The Military Power of the People's Republic of China 2005, at <http://www.dod.mil/news/Jul2005/d20050719china.pdf> (last visited January 30, 2006).これ以外にも, 2006年3月17日付けの米国商務省ジャクソン次官補の証言もある ([http://www.bis.doc.gov/News/2006/Jackson Testimony 031506.htm](http://www.bis.doc.gov/News/2006/Jackson%20Testimony%20031506.htm)) (last visited March 20, 2006)。
- 3 大量破壊兵器の開発等を行っている疑いのある機関については, 当該機関への貨物の輸出や技術の提供に対する注意喚起を目的として, 経済産業省が外国ユーザーリストを公表している (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/topics/050401lists/170404enduserlist.pdf>) (last visited January 30, 2006)。
- 4 米国にて我が国の研究者も産業スパイ容疑で逮捕されたことは記憶に新しい。
- 5 外国の情報機関の要員が留学生等の身分を利用して我が国の科学技術分野等に関する情報収集等を行っているとの指摘もある(『戦後のスパイ事件〔二訂版〕』(東京法令出版, 2001

年) 51頁)。

- 6 ここでの懸念国とは輸出貿易管理令別表第4の2の国(イラン, イラク, リビア, 北朝鮮)を指す。(以下, 同じ)
- 7 我が国の大学等におけるスパイ事件としては, シランコフ事件(日本の医科大学に留学していた外国人留学生がソ連の情報機関員に工作され, 医学関係の論文等を多額の報酬を得てソ連に提供していた事件)等がある。
- 8 いわゆる「カーン・ネットワーク」に関与し, ウラン濃縮に使用できるアルミ管を製造したマレーシア企業は悪意の有無に関わらず, 内外から多くの批判を浴びたことは記憶に新しい。
- 9 Nuclear Suppliers Group (NSG), at <http://www.nsg-online.org> (last visited January 30, 2006)。
- 10 The Australia Group, at http://www.australiagroup.net/index_en.htm (last visited January 30, 2006)。
- 11 The Missile Technology Control Regime, at <http://www.mtcr.info/english/index.html> (last visited January 30, 2006)。
- 12 The Wassenaar Arrangement, at <http://www.wassenaar.org> (last visited January 30, 2006)。
- 13 外為法における「貨物」の定義は, 「貴金属, 支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。」(第5条第1項15号)であるが, おおよそ物として化体しているものは, ほとんど含まれると解しても良い(ただし, コンピュータープログラムを含んだCD-ROM等は「技術」に当たる。)
- 14 外為法上の規制対象は「役務の提供」。技術データ, プログラム, 技能訓練, コンサルティングサービス等幅広い内容が含まれる。
- 15 輸出貿易管理令別表第1の2の項から15の項に規定される貨物について, 2の項(原子力関係)はNSG, 3の項(化学兵器関係)及び3の2項(生物兵器関係)はAG, 4の項(ミサイル関連)はMTCR, 5の項から15の項(通常兵器関係)はWAで, それぞれ合意されたものである。
- 16 CISTECが発行している「CISTECジャーナル」においても規制の解釈等が紹介されているので, 参考にされたい。
- 17 四つの国際的な輸出管理の枠組み(レジーム)及びNPT等の関係条約にすべて加盟し, かつキャッチオール規制に類似の規制を導入している国
- 18 アルゼンチン, オーストラリア, オーストリア, ベルギー, カナダ, チェコ, デンマーク, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシャ, ハンガリー, アイルランド, イタリア, 韓国, ルクセンブルク, オランダ, ニューゼaland, ノルウェー, ポーランド, ポルトガル, スペイン, スウェーデン, スイス, 英国, アメリカ合衆国
- 19 「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)
- 20 大学等における研究活動の一環として行われる輸出は, 大学等(法人)の単位で許可申請を行うことも可能。また, 複数の大学等との共同プロジェクトの一環としての輸出は, 当該プロジェクトの研究代表者がまとめて許可申請を行うことも可能。
- 21 貨物(技術)の輸出等に際しどの種類の許可証を使用できるかは, 経済産業省の安全保障貿易管理HPに掲載されている

- 包括許可マトリックス表を参照されたい。〔「包括許可の使用範囲」(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/kankei-horei/hokatsu/hokatsu-matrix/hokatu-matorix.htm>) (last visited January 30, 2006)〕
- 22 企業には、大学等も含まれる。
- 23 立入検査の結果、輸出管理規程のとおり輸出管理が実施されていないことが判明した場合、一般包括許可の取消等の行政処分や改善指導が行われる場合がある。
- 24 仮に、大学等に対して貨物輸出や役務提供が禁止された場合には、海外の研究者等とのやりとりに大きな支障を来し、研究活動に大きな影響を及ぼす可能性がある。
- 25 「大学等における輸出管理の強化について」(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/bouekikanri/daigaku/050401univ.html>) (last visited January 30, 2006)。
- 26 大学等における輸出管理の強化について (<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/bouekikanri/daigaku/060303univ/pdf>) (last visited March 20, 2006)
- 27 なお、測定装置や実験機器等のメーカー等から購入できる貨物については、各メーカー等で外為法の規制に該当するかどうかの「該非判定書（項目別対比表）」を作成していることが一般的であるので、輸出等を行う可能性がある場合には、あらかじめ入手しておくことが重要である。
- 28 「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/topics/050401lists/170401examplelist.pdf>) (last visited January 30, 2006)。
- 29 企業向けの輸出管理規程については、(財)安全保障貿易情報センター (CISTEC) が業種・業態に応じた6種類のモデルを提示している。〔「外為法違反輸出事例、モデルCPのご紹介」(<http://www.cistec.or.jp/open/info/ihanjirei/modelcp/021001modelcp.html>) (last visited January 30, 2006)〕。また、公的研究機関としては、(独)産業技術総合研究所が輸出管理規程を公開しているため、参考にされたい〔「独立行政法人産業技術総合研究所安全保障輸出管理規程」(<http://unit.aist.go.jp/genadm/legal/kitei/yusyutsukanri-kt.html>) (last visited January 30, 2006)〕。